

所得制限基準額表

扶養親族数	心身障害者福祉手当	重度心身障害者手当	特別障害者手当		障害児福祉手当	
			本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	5,504,000	7,388,000

6人以上の場合は、1人につき38万円加算となります。

心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当は受給者が20歳以上の場合は、受給者本人の所得、20歳未満(受給者本人が社会保険加入されているときを除く)の場合は、世帯主の所得による。

- 扶養親族とは、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族を指します。
- 扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは原則として1人につき10万円、特定扶養親族がいるときは1人につき15～25万円を加算した額を基準額とします。
- 基準額の算定にあたっては、住民税で各種控除を受けているときはその額を控除できる場合があります。